

## 第24回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】

日時：2022年12月7日（水）

全体会・部会①・部会② 10:00～12:00(予定)

場所：JR 東日本現地会議室

### 次 第

#### 【全体会】

- (1) 開会
- (2) 第23回委員会（11/9）の議事録確認 【資料1】
- (3) 有識者検討会議について 【資料2】
- (4) その他 【資料3】
- (5) 閉会

※ なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。その他、写真・図について一部訂正や出典等の加筆・修正をしています。

## 第23回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】

資料1

# 開催記録

### 1 開催概要

- 日時：令和4年11月9日（水）09：00～11：00（全体会～部会①②）
- 場所：JR東日本現地会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	・谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	・老川 慶喜氏（立教大学名誉教授） ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・古関 潤一氏（東京大学 社会基盤学専攻 教授）
オブザーバー	・文化庁文化財第二課 史跡部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他
サポート	・パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配布資料

全体会

- ・ 次第
- ・ 資料1：委員会設置要綱改定案
- ・ 資料1-2：委員会検討事業範囲図
- ・ 参考：高輪築堤等に関する有識者検討体制について（案）

## 2 議事要旨

---

### 2.1 全体会

#### (1) 開会

- 第 23 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。(事務局)

#### (2) 設置要綱の改定について

- 部会①②の出席メンバーがほとんど変わらないのに、部会を分ける理由は事務局毎の事業者が変わることのようだが、あえて部会を2つに分ける必要があるのか。事務局の変更が大きな問題なのか、説明してもらいたい。(老川委員)
  - ← 関係者と調整して事業範囲毎に代表企業が事務局を担うことと整理した。(事務局)
- 議事録や資料の公開はどのように整理するのか。(老川委員)
  - ← 全体会は JR と京急の双方のホームページ、部会①は JR のホームページ、部会②は京急のホームページに公開し、相互にリンクを張る等の方法を検討する。(事務局)
  - 外部の人にとっては部会の区別は関係がない。(老川委員)
  - ← 問い合わせ等は JR と京急で分担するが、互いに連携して対応する。(事務局)
  - 注意して進めること。(老川委員)
- 部会以外は目的・運営方法等もこれまでと同じ要綱の内容であり、これまでの運営の目的に沿って開催されることを確認したい。(委員長)
  - ← その認識の通りである。(事務局)
- 全体会の議事録が JR と京急に分かれるのはとても分かりにくいので、どちらかに合わせるなど調整してもらいたい。(委員長)
- 事務局によりホームページが変わるなど詳細が詰められておらず、説明も受けていない。利便性を考えて調整してもらいたい。(委員長)
  - ← 了解した。調整する。(事務局)
- その他異義がなければこの要綱案を承認して進めたい。(委員長)
  - ← 異義無し。(委員一同)

#### (3) 有識者検討会議について (報告)

- 本委員会の委員が有識者検討会議のオブザーバーとして参加することとなった。委員会と検討会議は一体ではないが連携する、ということはどのような意味を持つのかを提示してもらいたい。(老川委員)
  - ← 検討会議の目的は高輪築堤の価値を幅広い視点から理解するために、有識者の専門性を活かして検討を進めることにある。会議体は分かれているが、根の部分は同じである。オブザーバーの各先生がどのようなスタンスで発言されるかは事務局から要請するものではない。高輪築堤の価値を高め、理解を大きく広めるためという共通の土壌であ

ることをご理解頂いたうえでご協力いただきたい、ということが事務局のお願いである。  
(JR)

- 幅広い視点とはどういう意味か。外部の人にはわからないので連携の意味を伝えるべきではないか。(老川委員)
  - ← 幅広さの説明は難しいが、検討会議の有識者は文化財に関する様々な国際的活動をされてきた方々であり、それぞれの見識をもって意見を頂く形で進めたい。内容は本委員会での議論と重複する部分もあるので、連携を重視したい。(JR)
- 検討会議でのオブザーバーの役割を確認するが、本委員会で決定した内容を必要に応じて伝える役割が基本とっており、その形で進めたい。本委員会は第三者的立場・機関であり独立性、客観性のある組織であると学会・マスコミ・一般の方々は理解している。(委員長)
  - 事務局からのお願いとしては、オブザーバーの先生方には高輪築堤の理解をより深め、継承していくためにお力をお貸しいただきたいと考えている。先生方の立場も理解しながら進めていきたい。(JR)
- それぞれの会議体の関係、役割、連携方法について第 1 回有識者検討会議で説明してもらいたい。準備ができていないなら次回でも構わない。(委員長)
  - 検討会議は資料や議事録を公開するので、本委員会と同じスタンスで進めたい。どちらがプライベートでどちらがパブリックということではない。(JR)
- 守秘義務について公開されている情報を扱うことは問題ないと思う。5 月開催以降の議事録等がまだ公開されていないため、その内容は公開まで守秘として扱う。(委員長)
- 検討会議の情報公開については、本委員会において了解を取らないと守秘義務の関係で問題があると思われる。(委員長)

#### (4) その他

- その他なければ文化財行政からコメントをいただく。(委員長)
  - ← 部会が成立でき何よりであり、引き続き慎重な議論をお願いする。(文化庁)
  - ← 本委員会の開催に感謝する。行政もスムーズな調整に協力したい。(東京都)
  - ← 区で「高輪築堤跡から考える日本の鉄道」と題したシンポジウムと展示会を開催し、谷川先生、老川先生はじめ委員会の皆様にご協力いただいた。非常に関心が高く、盛況の中に終了した。関係者の皆さんに御礼申し上げます。引き続き関係皆様と調整していきたい。(港区)

#### (5) 閉会

- 次回については改めて連絡する。本日はこれで閉会とする。(事務局)

### 3 議事録

---

#### 3.1 全体会

##### (1) 開会

- (事務局) 第23回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。
- ・ オンラインの説明
  - ・ 配布資料の確認
  - ・ 進行の確認

##### (2) 設置要綱の改定について

(事務局) 設置要綱の改定について説明する。本日承認いただければ11月9日の改定としたい。設置要綱の大きな変更点を説明させて頂く。9月7日前回委員会で方向性について確認いただいた部会①②について、第3条2項に記載している。これに合わせて全体包括事項を取り扱う場として全体会について第3条1項に記載している。これまでの設置要綱に対しては、部会①設置要綱、部会②設置要綱と分類して記載している。大きな違いは部会①の事務局を東日本旅客鉄道株式会社に置くということ、部会②の事務局を京浜急行電鉄株式会社に置くということとなる。最後に名簿について、部会①②の参加者についてそれぞれ〇を付けている。基本的に記載のメンバーで部会①②とご参加いただきたいと考えている。

(事務局) 質疑はあるか。

(老川委員) 説明を受けて、部会①②の出席メンバーが入れ替わると思っていたがそれほどではなかった。委員も変わらない。大きい事柄としては、事務局が変わるということ。質問は、あえて部会①②に分けなければならないのか。事務局を変えることが変更点であれば、そのことが大きな問題となるのかどうか、説明してもらいたい。

(事務局) 今回は部会①、部会②として新たな範囲を追加することになる。資料1-2を併せて見てもらいたい。これまでは様々な事業がある中で、JR東日本が代表事業者として事務局を担ったが、今回の部会②では東京都建設局と京急電鉄の連立事業等が主となる。代表事業者が変わってくるという事で関係者と調整して、それぞれの代表企業に事務局を担っていただくように整理した。ご理解いただければと思う。

(老川委員) 議事録などはどのようになるのか。ホームページの公開など、対外的な対応である。

(事務局) 全体会はJRと京急の双方、部会①はJR、部会②は京急として整理しており、ホームページでは相互にリンクを貼る等の方法を検討する。

- (老川委員) 部内的には分けていると理解できるが、外部の人、対外的には部会①②の区別はあまり関係がない。対外的な窓口みたいなものはどうなるのか。
- (事務局) 基本的には事務局対応となるので問い合わせ等があった場合も部会①については JR、部会②については京急で分担するが、お互いに連携しながら連絡を取って進めていきたい。
- (老川委員) それは外部の人には関係のないことであり、一つの事業として世間はみているので混乱の無いよう注意して進めてもらいたい。
- (委員長) 基本的には全体会、部会①②に分けるとということが要綱に盛り込まれている。部会以外は目的・運営方法等これまでと同じ要綱の内容になっているという理解でよいか。今後も調査・保存等検討委員会がこれまでの目的に沿って運営開催されることを確認したい。
- (事務局) その理解でよい。
- (委員長) 全体会の事務局は JR が担うのか。これがわかれると全体会の議事録が JR と京急に分かれるのはとても分かりにくい。JR が開催した回の議事録は JR のホームページ、京急が全体会を開催したら京急のホームページに掲載されるというのは分かりづらい、できればどちらかに合わせるかなど、調整してもらいたい。外部からアクセスする方が、全体会はどこを見ればよいのか、事務局によってホームページが変わるといのは詰められていない気がする。説明も受けていない。どこをみれば良いかなど、利便性を考えて調整していただきたい。
- (事務局) 承知した。調整する。
- (事務局) 他になければこの要綱で進めたい。
- (事務局) これで承認を頂けたということで、委員の皆様には引き続きよろしくお願ひしたい。
- (事務局) ここからは委員長に進行をお願いしたい。

### (3) 有識者検討会議について (報告)

- (委員長) まずは資料の説明をお願いしたい。
- (事務局) 資料を説明する。仮称ではあるが、『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」という会議体を新設したいと考えている。これは事業者が高輪築堤のあり方を検討するにあたり、幅広い視点から意見をいただくためにこのような会議体を設定した。高輪築堤のあり方を検討し、意義ある助言を頂くことを目的として、新たに設置するものである。当委員会（高輪築堤調査・保存等検討委員会）は全体会、部会①②と体制を修正した形になるが、目的はこれまでと同様の検討を行って頂き、それに基づく助言を頂く形となる。なお、今回の新たな検討会議は当委員会と同様に、議事録や資料を公開する形をとり、本委員会と同様に部会①②を設定する。

新設する検討会議には新たに有識者にご参集いただき、本委員会の委員もオブザーバーとして参加していただく。本委員会と内容は相互に連携しながら進めたい。文化財的価値に関して当委員会で検討していくので、共有を行いながら新たな検討会議を進めていきたい。今回こうした検討会議を立ち上げるにあたり、委員会、検討会議間の守秘義務の部分については取り扱いの整理が必要との提言をいただいている。こちらの検討については、公開できるもの出来ないものある中で検討を進めるにあたり、有意義な議論を行う上で、委員会、検討会議間の情報については参加して頂いた皆様は関係者の位置付けとし、有意義な検討を行うための情報共有を図っていけるようしていきたい。情報共有は委員会、検討会議間で行えるようにしていきたい。説明は以上である。

(委員長) 質問、意見はあるか。

(老川委員) 要望となるかもしれないが、経緯を踏まえると当初は調査・保存等検討委員会に、新たな有識者検討会議に参加する先生方を加えるという事務局からの提案だった。それに対して委員としては、委員会の変質につながるということを伝え、別の会議体を立ち上げる話となっていた。そして、調査・保存等検討委員会の委員も有識者検討会議の有識者として参加するという提案になった。しかしそれも趣旨にそぐわないという判断となり、委員ではなくオブザーバーとして参加することとなった。このオブザーバーとしての参加の意義の部分だが、調査・保存等検討委員会と今回の有識者検討会議は別々の会議体であって、当初一体化で進んできた話を別々としたわけである。オブザーバーとしては、調査・保存等検討委員会で決定した事項や意見を新しい有識者検討会議へ知らせることが役割であろう。そういったことを踏まえて新しい有識者検討会議を立ち上げてもらいたい。委員会と検討会議は一体化しないが、連携していくということが、どのような事を意味しているのかその辺りを詰めて提示していただきたい。

(JR) これまでの調整について感謝する。これら会議の大きな目的は、高輪築堤の価値の理解を大きく広めるためであり、有識者の方々の専門性・ご経験を活かした意見を頂いたうえで検討を進めたい。会議体は分かれているが、根の部分は同じである。有識者の皆様にそれぞれの専門のご意見を頂き、意義のある高輪築堤の理解、保存のために議論を進めていけるよう事務局を運営していきたい。オブザーバーの各先生がそれぞれのお立場の中でどのようなスタンスで発言されるかは、事務局から要請するものではない。あくまで高輪築堤の価値を高め、理解を大きく広めるための共通の土壌であることをご理解頂いたうえで是非ご協力いただきたい、ということが事務局としてのお願いである。

(老川委員) 幅広い視点から高輪築堤を、とはどういう意味か。第三者の外部の人にはわからない。連携の意味を明確に伝えるべきではないか。

(JR) 何が幅広いのかを定義するのは難しいが、今回の新たな有識者の方々は産業遺産や、国際的な文化財の関わりに詳しい方、世界機関で活動されてきた方、イコモスで活動された経験がある方、文化財を様々な立場で取り扱いされている方、などに参画頂いており、それぞれのご見識の下でご意見をいただく形で進めていきたい。特にこの地は国際交流拠点となっている、この築堤の活かし方を単に地域も大切だが、グローバルな視点でもどのように活かせるのか考えている。本委員会で議論していく意義は事務局としても理解しているが、新たな有識者検討会議の内容についても大きく重なる部分があるため、連携は必須だと考えている。連携のやり方については課題の出方、現地調査に応じて先生方と相談しながら進めていく。

(委員長) この件については何度も打合せを行ってきた。要綱について従来通りの目的と運営方法で進めるということが既定路線、出発点である。そうすると新しい有識者検討会議においてオブザーバーとして我々が何をするのか、というところを確認したい。我々は調査・保存等検討委員会の委員でそこに責任を持っている。検討委員会で決定した内容を必要に応じて新しい有識者検討会議へ伝えるという役割が基本と思っている。オブザーバーなのでそのような形で進めたい。それと、大事なことは、調査・保存等検討委員会を2年進めてきたが、第三者的立場・機関であり独立性があり客観性がある組織であると、学会・マスコミ・一般の方々は理解している。その立ち位置は堅持していきたいということを理解してもらいたい。そうしないと、これまでの目的から逸脱してしまう。新たな有識者検討会議の運営要領については資料が出てこなかった。未決定とのことなので次回には決定して出して説明してもらいたい。有識者検討会議が本日 11 時から行われるが、それぞれの会議体の関係、役割やどのような形で連携していくのかということについて、11 時からの会議で説明してもらいたい。準備ができていないなら次回でも構わない。出発点の段階で整理しておき、後々混乱しないようにしたい。一方では実りのある議論をしなければならぬ。その部分の整理等お願いしたい。他の会議体においても、この新しい有識者検討会議と連携となっているので、次回の調査・保存等検討委員会では新しい有識者検討会議の経緯について説明が必要となる。そのような事によろしいか。

(JR) ご意見いただき御礼申し上げます。事務局からのお願いとして、オブザーバーの先生方には高輪築堤の理解をより深め、継承していくためにお力をお貸しいただきたいと考えている。先生方の立場を理解しながら進めていきたい。今までの調査・保存等検討委員会と同様に新たな検討会議も透明性を以て資料や議事録を公開するので、同じようなスタンスで進めていきたい。どちらがプライベートでどちらがパブリック



クということではない。

- (委員長) 守秘義務について、基本は公開されている情報については問題ないと思う。5月開催分までは公開されているが、以降の議事録がまだ未公開である。なるべく早く公開してもらいたい。公開されていない、プロセスの段階でも公開することが難しい議論について、新たな検討会議の方へその内容をお伝えする際には、調査・保存等検討委員会で了解を取らないと、守秘義務の関係で問題があると思われる。細かいことだが、心配がある。できるだけ早く議事録を公開して頂きオープンな議論が出来るよう思っている。よろしくお願ひしたい。
- (委員長) 他になければ次に進める。

#### (4) その他

- (委員長) その他は何かあるか。
- (委員長) なければ、全体会を終了し、部会①に進める。
- (委員長) その他なければ行政からコメントをいただきたい。
- (文化庁) 本日はありがとうございました。部会①、部会②ができて何よりであり、引き続き慎重な議論をしていただきたい。
- (東京都) 開催に感謝する。委員会もいくつか立ち上がっている。行政もスムーズに調整に協力したい。
- (港区) 先般、11/6に「高輪築堤跡から考える日本の鉄道」と題し港区主催でシンポジウムと講演会を開催した。谷川委員長、老川委員にもご登壇いただき委員会の皆様にも協力いただいた。老川委員から高輪築堤の建設所の経緯当時の様子、港区教育委員会からは現地調査でみる「高輪築堤と旧新橋停車場」と題し、高輪築堤のできる16年前にお台場が出来ていることから地質調査とか技術を活かしてきたのではとお話しいただいた。谷川委員長からは、出土した物から近代化に伴う暮らしの変容についてお話しいただき、そのほか文化庁から様々な文化財保護の事例、文化庁の取組などご紹介いただき盛況の中に終了した。非常に関心が高く、定員以上のお申込をいただいた、関係者の皆さんに御礼申し上げます。翌日新聞に掲載されたが、「高輪築堤地元建設反対」とのタイトルで一見すると今行われている再開発事業を地元が反対しているように読み取れるが、そうではなく、講演の中で、150年前に漁業関係者さんとか船で荷降ろしする方々が反対したが政府が対応するからと進められたといった経緯の話があり、よく読むとその事がタイトルとなって記載されている。マスコミは目を引く見出しを付けがちだが、誤解のないように引き続き関係の皆様と調整して進めていきたい。

(委員長) それでは議事を終了し、事務局に進行を返す。

## (5) 閉会

(事務局) 次回については改めて連絡する。本日はお忙しい中貴重なご意見をありがとうございました。閉会とする。

以上

## 「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する

## 有識者検討会議 運営要領

## (名称)

第1条 本会は、「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議（以下「検討会議」という。）と称する。

## (目的)

第2条 検討会議は、品川駅北周辺地区土地区画整理事業区域（以下「北周辺地区」という。）及び品川駅街区地区土地区画整理事業区域（以下「駅街区地区」という。）における事業者である東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」という。）及び京浜急行電鉄株式会社（以下「京急」という。）が設置する。検討会議は、北周辺地区及び駅街区地区において発見された高輪築堤その他文化財等に関して、「高輪築堤調査・保存等検討委員会」等と連携し、文化財的価値を踏まえ、幅広い視点から高輪築堤等の価値および保存・継承等のあり方を検討し、事業者に助言を行う。

## (検討会議の体系)

第3条 前条の目的に照らし合わせ、高輪築堤その他文化財等を包括する事項については、全体会にて検討する。

2. 検討会議は、区域毎に部会を置く。各々の名称は以下の通りとする。
  - ・「北周辺部会」（以下「部会①」という。）
  - ・「駅街区部会」（以下「部会②」という。）

## &lt;部会①運営要領&gt;

## (検討事項)

第4条 部会①は、北周辺地区における高輪築堤等に関し、その理解を深めるとともに、幅広い視点から、高輪築堤等の価値および意義ある保存・継承等のあり方について検討を行う。

## (構成)

第5条 部会①の構成は、別紙の有識者、オブザーバー及び事業者（以下あわせて「構成員」という。）とする。

2. 有識者は、JR 東日本から委嘱された者とする。
3. 有識者の任期は2年間とする。ただし、2年を超えて部会①が継続する場合は、再任を妨げない。
4. 部会①には、座長を1名置くこととし、有識者の中から事務局が推薦し、有識者の合議を経て決定する。
5. 座長は、部会①を代表し、検討会議の円滑な運営と進行を担う。
6. 座長が欠席の場合は、職務を代理する者を有識者の中から事務局が推薦し、有識者の合議を経て決定する。
7. オブザーバーは関係する行政機関等とする。なお、オブザーバー及び事業者が議題の追加を希望する場合は事前に事務局と調整を行うものとする。
8. オブザーバーとして適任者がいる場合は、事務局の推薦に基づき部会①の合議を

経て追加することができる。

(検討会議)

第6条 部会①は事務局が招集する。

2. 部会①は、有識者の過半数が出席しなければ開催することができない。
3. 部会①は、出席有識者の合議をもって進めるものとする。ただし、欠席有識者が予め議事の説明を受け、意見を表明した場合は、当該欠席有識者の意見も議事に含めるものとする。

(公開)

第7条 部会①は非公開とする。

2. 部会①資料及び議事録は、個人情報に関わる事項及び部会①により知り得た秘匿情報以外は原則公開とする。但し、座長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 部会①の事務局は、JR 東日本 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門に置く。

(関係者の出席)

第9条 部会①において事務局が必要であると認めるときは、専門的見地から構成員以外の者（以下「関係者」という。）の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 構成員及び関係者は、検討会議で知り得た情報を事務局の許可なく第三者に漏えいしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、部会①の運営その他必要な事項は、事務局が部会①に諮り合議のうえ定めるものとする。

<部会②運営要領>

(検討事項)

第12条 部会②は、駅街区地区における高輪築堤等に関し、その理解を深めるとともに、幅広い視点から、高輪築堤等の価値および意義ある保存・継承等のあり方について検討を行う。

(構成)

第13条 部会②の構成は、別紙の有識者、オブザーバー及び事業者とする。

2. 有識者は、京急から委嘱された者とする。
3. 有識者の任期は2年間とする。ただし、2年を超えて部会②が継続する場合は、再任を妨げない。
4. 部会②には、座長を1名置くこととし、有識者の中から事務局が推薦し、有識者の合議を経て決定する。
5. 座長は、部会②を代表し、検討会議の円滑な運営と進行を担う。

6. 座長が欠席の場合は、職務を代理する者を有識者の中から事務局が推薦し、有識者の合議を経て決定する。
7. オブザーバーは関係する行政機関等とする。なお、オブザーバー及び事業者が議題の追加を希望する場合は事前に事務局と調整を行うものとする。
8. オブザーバーとして適任者がいる場合は、事務局の推薦に基づき部会②の合議を経て追加することができる。

#### (検討会議)

第14条 部会②は事務局が招集する。

2. 部会②は、有識者の過半数が出席しなければ開催することができない。
3. 部会②は、出席有識者の合議をもって進めるものとする。ただし、欠席有識者が予め議事の説明を受け、意見を表明した場合は、当該欠席有識者の意見も議事にも含めるものとする。

#### (公開)

第15条 部会②は非公開とする。

2. 部会②資料及び議事録は、個人情報に関わる事項及び部会②により知り得た秘匿情報以外は原則公開とする。但し、座長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

#### (事務局)

第16条 部会②の事務局は、京急に置く。

#### (関係者の出席)

第17条 部会②において事務局が必要であると認めるときは、専門的見地から構成員以外の者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

#### (守秘義務)

第18条 構成員及び関係者は、検討会議で知り得た情報を事務局の許可なく第三者に漏えいしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

#### (その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、部会②の運営その他必要な事項は、事務局が部会②に諮り合議のうえ定めるものとする。

## (別紙) 検討会議名簿

(敬称略)

			部会 ①	部会 ②
有識者	松浦 晃一郎	第8代ユネスコ事務局長	○	○
有識者	稲葉 信子	国際機関 ICCROM 事務局長特別アドバイザー	○	○
有識者	木曾 功	元ユネスコ日本政府代表部特命全権大使	○	○
有識者	中井 検裕	東京工業大学大学院 社会理工学研究科 教授	○	○
有識者	本保 芳明	国連世界観光機関 (UNWTO) 駐日事務所 代表	○	○
有識者	西村 幸夫	國學院大学 観光まちづくり学部 学部長	○	○

有識者 オブザーバー	※老川 慶喜	立教大学 名誉教授	○	○
有識者 オブザーバー	※小野田 滋	鉄道総合技術研究所 アドバイザー	○	○
有識者 オブザーバー	※古関 潤一	東京大学 社会基盤学専攻 教授	○	○
有識者 オブザーバー	※谷川 章雄	早稲田大学 人間科学学術院 教授	○	○

オブザーバー	文化庁 文化財 第二課 史跡部門	○	○
オブザーバー	文化庁 文化財 第二課 埋蔵文化財部門	○	○
オブザーバー	港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課	○	○
オブザーバー	港区 街づくり支援部 品川駅周辺街づくり担当	○	○
オブザーバー	東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課	○	○
オブザーバー	鉄道博物館 学芸部	○	○
オブザーバー	東京都 建設局 道路建設部 道路橋梁課	○	
オブザーバー	東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課	○	○

事業者	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部	○	○
事業者	東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター	○	○
事業者	東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門	○	○
事業者	東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 まちづくり部門	○	
事業者	京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 品川開発推進部		○
事業者	京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部	○	○

注) 全体会は、両部会のメンバーが参加するものとする。

※高輪築堤調査・保存等検討委員会委員

## 附則

1 この要領は令和 年 月 日から施行する。

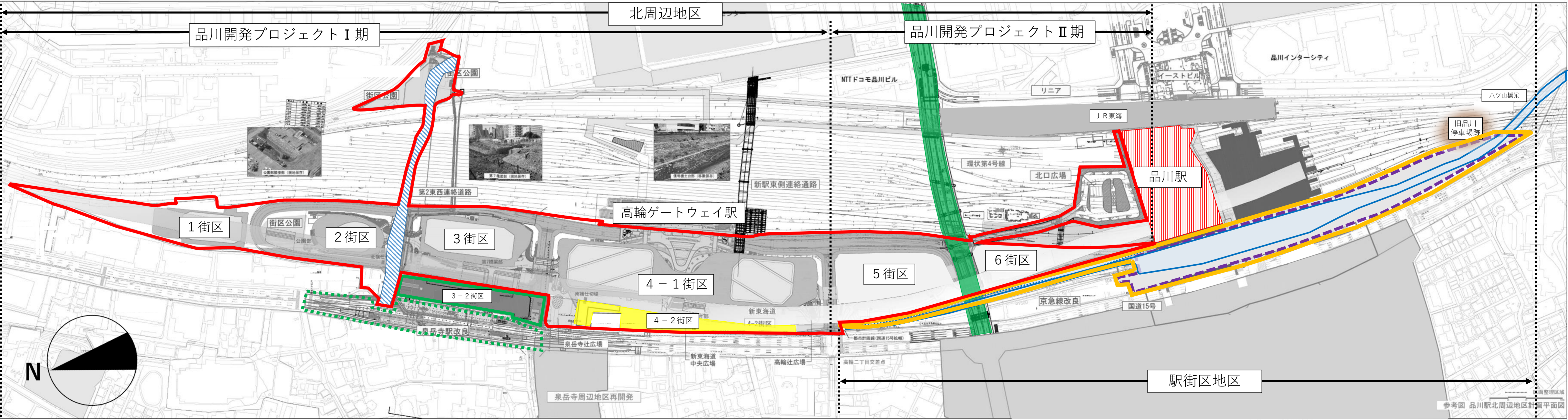
■事業範囲図（土地区画整理事業範囲）

部会①：J R東日本事務局

凡例	事業	部会	事業主体
	北周辺地区 土地区画整備事業 ※京急仮線部含む	①	U R
	品川開発プロジェクト (1～6街区)		J R東日本
	4-2街区		再開発組合
	第二東西連絡通路		U R
	環状第4号線		東京都建設局
	3-2街区		東京都都市整備局
	泉岳寺駅改良		東京都交通局
	品川駅改良		J R東日本

部会②：京急事務局

凡例	事業	部会	事業主体
	駅街区地区 土地区画整理事業	②	U R
	品川駅街区 地区事業		J R東日本
	京急連立		京急 東京都建設局



参考図 品川駅北周辺地区計画平面図

全体会は双方、部会は事務局毎に資料等を公開する

カテゴリ	J R H P	京急 H P	備考
全体会 資料等	○	○	双方でH P 公開
部会① 資料等	○	×	J R のみH P 公開
部会② 資料等	×	○	京急のみH P 公開

※ J R の H P と京急の H P はそれぞれリンクを貼る

※ H P (イメージ)

【メリット】

- ・要綱及び要領のとおり、事務局毎の責任区分に応じた資料公開を行うため、責任の所在が明確

【デメリット】

- ・全体会～部会①②を開催した場合、一貫して閲覧ができない  
(リンク先を案内することで一定程度解消)

### 品川開発プロジェクト（第 I 期）における 高輪築堤調査・保存等検討委員会での検討経緯

2021年4月21日付けで公表した品川開発プロジェクト（第 I 期）における高輪築堤の調査・保存について、方針の決定に至るまでの高輪築堤調査・保存等検討委員会での検討経緯について公表いたします。

「高輪築堤調査・保存等検討委員会」における検討経緯と総括

部会②の議事録及び資料は京浜急行電鉄 H P にてご覧ください（京浜急行電鉄株式会社）

「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議での検討経緯

■ 第 1 回委員会

- 議事録
- 資料

■ 第 2 回委員会

- 議事録
- 資料

■ 第 2 3 回委員会  
【全体会】

- 議事録
- 資料

■ 第 2 回委員会  
【部会①】

- 議事録
- 資料

※部会②は京浜急行電鉄株の H P にてご覧ください

クリックすると  
京急 H P へアクセス可